



# 長野県報

2月26日(月)  
令和6年  
(2024年)  
第486号

## 目次

### 規則

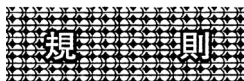
長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課).....	1
長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則(警務課).....	3

### 告示

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(4件)(道路管理課).....	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	5

### 公告

特定調達契約に係る落札者の決定(健康福祉政策課).....	5
地方自治法に基づく監査結果に関する報告(監査委員事務局).....	6



長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年2月26日

長野県公安委員会委員長 矢ヶ崎 学

#### 長野県公安委員会規則第3号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則(昭和38年長野県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「サイバー犯罪捜査課」を「サイバー捜査課」に改める。

第5条第5項中「サイバーセキュリティに係る企画、調査及び総合調整に関する」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- サイバーセキュリティに係る企画、調査及び総合調整に関すること。
- サイバーセキュリティに係る人材育成及び教養に関すること。

第10条第1項第3号中「サイバー犯罪捜査課」を「サイバー捜査課」に改める。

第10条の2第1項第5号中「女性に対する」を削る。

第12条の見出しを「(サイバー捜査課)」に改め、同条中「サイバー犯罪捜査課」を「サイバー捜査課」に改め、同条第4号中「サイバー犯罪の予防」を「犯罪の取締りのための情報技術の解析」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号中「サイバー犯罪の捜査に係る」を「サイバー事案に係る犯罪の捜査の」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号を同条第4号とし、同条第1号中「サイバー犯罪の取締り」を「サイバー事案に係る犯罪の捜査」に改め、同号を同条第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- サイバー事案対策に関する企画、調査及び指導に関すること。
- サイバー事案の防止対策に関すること。

第30条第2項中「長野県軽井沢警察署」の次に「長野県岡谷警察署」を加える。

別表第1の1の長野市綿内警察官駐在所の項から長野市川田警察官駐在所の項までを次のように改める。

長野市若穂警察官駐在所	長野市若穂綿内	長野市 若穂綿内 若穂川田 若穂牛島 若穂保科
-------------	---------	----------------------------

別表第1の7の東御市八重原警察官駐在所の項及び東御市大日向警察官駐在所の項を次のように改める。

東御市北御牧警察官駐在所	東御市大日向	東御市 下之城 御牧原 布下 島川原 大日向 八重原 羽毛山
--------------	--------	-----------------------------------

別表第1の9の佐久市南部交番の項中「常和」を「常和 内山 伴野 根岸 東立科」に改め、同9の佐久市白田交番の項中「勝間 白田」を「勝間 白田 田口 清川 三分 下越 入澤」に改め、同9の佐久市内山警察官駐在所の項、佐久市岸野警察官駐在所の項、佐久市田口警察官駐在所の項及び佐久市入澤警察官駐在所の項を削り、同9の佐久穂町高野町警察官駐在所の項から佐久穂町八千穂警察官駐在所の項までを次のように改める。

佐久穂町交番	佐久穂町大字高野町	佐久穂町 佐久市 平林
--------	-----------	-------------------

別表第3の課等の項中

隊付	巡査部長
----	------

を

隊付	巡査部長 又は警察 行政職員
----	----------------------

に、

刑事	巡査	犯罪の捜査及び検挙、令状の執行等を主とした警察の事務の執行	を
特務	巡査	課長又は隊長が命じた警察の事務の執行	
隊員			

係員 巡査 課、隊又は所の事務の執行 に、同表の警察署の項中

刑事	巡査	犯罪の捜査及び検挙、令状の執行等を主とした警察の事務の執行	を
特務	巡査	留置人の看守、犯罪鑑識、交通の指導取締り、少年の補導、犯罪の予防等を主とした警察の事務の執行	
内勤	巡査	事務処理を主とした警察の事務の執行	
隊員	巡査	集団による街頭活動、警備実施等を主とした警察の事務の執行	

係員 巡査 警察の事務の執行 に改める。

別表第4の交番の項中

所員	巡査	所管区(受持区)の警戒警らその他警察の事務の執行
特務	巡査	警戒警らその他所長が命じた警察の事務の執行

を

係員 巡査 所管区(受持区)の警戒警らその他警察の事務の執行 に、同表の駐在所の項中

所員
----

を

係員
----

に、同

表の警備派出所の項中

特務
----

を

係員
----

に改める。

附 則

この規則は、令和6年3月18日から施行する。

警 務 課

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年2月26日

長野県公安委員会委員長 矢ヶ崎 学

#### 長野県公安委員会規則第4号

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則（昭和35年長野県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する

別表中 「

123	451	277	120	1,049	287	1,336
-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」を

「

124	449	285	113	1,049	288	1,337
-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」に、

「

128	542	760	814	2,285	158	2,443
-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」を

「

127	544	752	821	2,285	157	2,442
-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

警 務 課



#### 長野県佐久建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和6年3月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年2月26日

長野県佐久建設事務所長 大瀬木 弘

- 道路の種類 県道
- 路線名 佐久小諸線
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
小諸市甲1179番の6地先から 小諸市甲1240番地先まで	旧	m 7.0～12.5	km 0.5378
同 上	新	9.0～14.9	0.5378

道路管理課

#### 長野県大町建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和6年3月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年2月26日

長野県大町建設事務所長 竹 内 浩 平